２(２) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入（国民健康保険制度）

１．現状及び見直しの趣旨

○　国民健康保険制度の保険料は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置（７・５・２割軽減）が講じられている。

○　子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険料を軽減する。

（参考）平成27年国保法改正 参・厚労委附帯決議
「子どもに係る均等割保険料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論する」

２．軽減措置スキーム

○　対象は、全世帯の未就学児とする。

※　対象者数：約70万人　（平成30年度国民健康保険実態調査）

○　当該未就学児に係る均等割保険料について、その５割を公費により軽減する。

※　例えば、７割軽減対象の未就学児の場合、残りの３割の半分を減額することから８．５割軽減となる。

○　財政影響：公費約90億円（令和４年度）

※　本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。
※　令和３年度予算案ベースを足下にし、人口構成の変化を機械的に織り込んだ推計値。なお、医療の高度化等による伸びは直近の実績値により見込んでいる。

○　国・地方の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

○　施行時期：令和４年４月

【軽減イメージ】

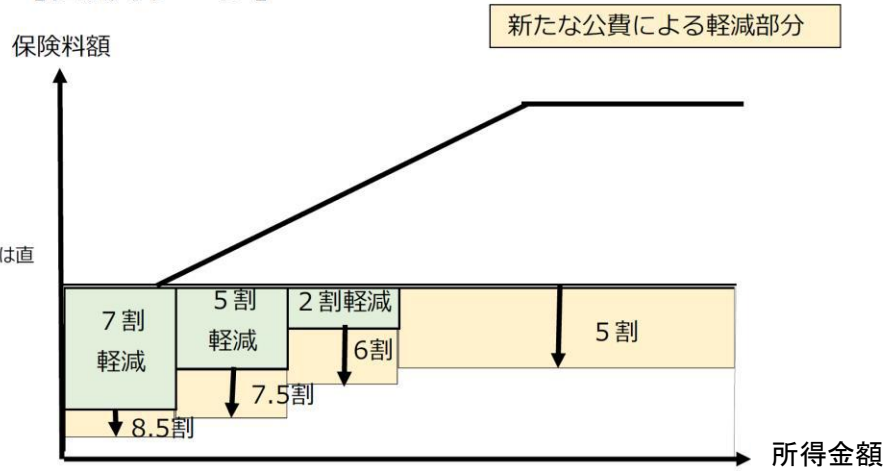

出典：厚生労働省ホームページ（令和３年２月１２日　第 140 回社会保障審議会医療保険部会資料）